埼玉県弓道連盟 会員各位

埼玉県弓道連盟 理事長 平野博幸

緊急事態宣言の解除にともなう施設利用条件の変更について

時下ますすご清祥のこととお慶び申し上げます。

全国的は新規感染者数減少等にともない、9月30日をもって埼玉県に発出されていた緊急事態宣言が解除されました。それにともない県営施設利用制限が下記の通り変更 (一部継続) されるとの連絡がありましたのでお知らせいたします。

なお、会員のみなさまには引き続きガイドラインを厳守して安心・安全の弓道稽古に 徹していただけますようお願い申し上げます。

記

## 1 埼玉県立武道館の利用方法

10 月 1 日 (金) から 10 月 24 日 (日) までを段階的緩和実施期間とし、以下の条件の下で利用が可能となる。なお、施設利用上の制限(人数上限等)は 10 月 30 日 (土)までとなる。

- ① すでに団体利用の予約が行われている事業については感染防止策をとった上で利用を認める。
- ② 新規の団体利用申し込みは利用条件を遵守することで認められる。
- ③ 個人利用は20人以下で利用可能となる。
- ④ 大駐車場は通常通り利用できる。
- ⑤ 武道教室・月例稽古は実施予定である。
- \*埼玉県立武道館ホームページをご覧下さい。

## 2 大宮公園弓道場の利用方法

- ① 現在行われている利用人数制限(65名)等は継続される。
- ② 大宮公園内駐車場は通常通り利用できる。
- \*利用する団体は大宮公園事務所に利用方法について改めて確認して利用する。

## 3 その他

今後、施設の利用方法が変更された場合には埼弓連から改めて連絡するが、当面は利用する団体がその時点での利用方法を施設に確認して対応するものとする。

## 3 連絡先

埼玉県弓道連盟 理事長 平野博幸 090-8100-3963 hiroyuki.h01200@m3.dion.ne.jp